

2025年11月12日
株式会社ブリヂストン

株式分割に関するよくあるご質問

当社は、2025年11月12日開催の取締役会において、当社株式の株式分割を行うこと、定款の一部変更を行うことを決議いたしました。株主の皆さまに、より深くご理解いただくため、「よくあるご質問」をご用意しましたので、ぜひご一読ください。

Q1: 株式分割を実施する目的は何ですか。

株式分割を行い、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

Q2: 株式分割により保有する株式数や資産価値に影響はありますか。

今回は1株を2分割するため、ご所有の株式数は2倍となりますが、株価は理論上2分の1に調整されます。会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主さまがご所有の株式の資産価値が分割前後で変わるものではありません。

Q3: 所有株式数の増加により、受け取ることができる配当金も増加しますか。

株式分割の効力発生日は2026年1月1日ですので、2025年12月31日を基準日とする2025年12月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施します。株式分割後は、1株当たりの配当額は2分の1の配当額になりますが、ご所有の株式数が2倍となるため、お受け取りになる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

Q4: 株式分割に際して、株主が何か手続きを行う必要はありますか。

株主さまが当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q5: 株式分割に伴う株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はありますが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価およびご所有株式数でのお取引は2025年12月26日（金）までとなります。2025年12月29日（月）からは調整後の株価および新しいご所有株式数でのお取引となります。

Q6: 株式分割後、所有している株式数と議決権数はどのようになりますか？

2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2025年12月30日）最終の株主名簿に記録された株式数の2倍の株式数を、2026年1月1日の株主名簿上の株式数といたします。なお、2026年3月開催予定の定時株主総会における議決権数は、株式分割前のご所有株式数100株につき1個となります。

< 株式分割に関するお問い合わせ先 >

ご不明な点は、お取引の証券会社または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：0120-782-031（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日等を除く。）